

## 鳥取県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町2083	訪問看護ステーション さかい幸朋苑	境港市誠道町2083	平成24年4月1日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町2083	訪問看護ステーション さかい幸朋苑	境港市誠道町2083	平成24年4月1日